

「ウチナー民間大使設置要綱」

（趣 旨）

第1条 沖縄県と世界各国地域の人的ネットワークを拡充強化し、経済、文化、学術等あらゆる分野で国際交流と国際協力を推進し、本県及び各国地域の振興に資するため、「ウチナー民間大使」（以下「民間大使」という）を設置する。

（期待されること）

第2条 民間大使は、各自の専門分野・活動分野における日頃の活動を通して、本県と在住国・地域等との交流の架け橋となるものであり、以下のことが期待される。

- （1）本県の国際交流及び国際協力についての提案・助言
- （2）本県からの依頼に対する便宜供与及び連絡調整
- （3）国内外における沖縄の紹介等による本県のイメージアップ
- （4）県人会等との連携による現地社会との交流促進
- （5）在住国・地域の状況に関する情報提供

（民間大使の資格要件）

第3条 民間大使は、次の各号のいずれかに該当し、主に海外で活躍する者から選定される。

- （1）沖縄県出身者、もしくはその子弟
- （2）沖縄において留学又は研修経験のある者
- （3）沖縄の良き理解者で国際交流及び国際協력에意欲のある者

（民間大使の認証）

第4条 民間大使の認証に関し人数枠は定めないものとする。

（選定の方法）

第5条 民間大使は、各国・地域の県人会又は県内外の国際交流関係団体等が推薦する者の中から、選定委員会の答申を経て知事が選定する。

2 前項に規定する推薦が困難な場合は、知事は、候補者を選定委員会に諮ることができる。

3 知事は、特段の事由がある場合、第1項の選定委員会の答申を経ずに民間大使を選定することができる。

(認 証 状 の 交 付)

第 6 条 知事は民間大使として選定した者に対し、認証状を交付する。

(認 証 期 間)

第 7 条 民間大使の認証期間は、特に定めない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、高齢、病気、その他の理由により民間大使としての活動を続けることが困難と認める場合又は民間大使としてふさわしくない行為等があった場合には、その認証を取り消すことができるものとする。

(活 動 助 成)

第 8 条 民間大使は、無報酬とする。ただし、民間大使が活動を行う上で一定の条件を満たす事業を企画・実施する場合、知事はその活動に対して助成することができるものとする。

(資 料 等 の 提 供)

第 9 条 知事は、民間大使に対して、活動に必要な資料等を随時提供するものとする。

(そ の 他)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、民間大使に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年1月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月15日から施行する。